

音楽（合唱・演奏等）に関する活動の許可基準

西生涯学習センター

○…利用できます ×…利用できません

施設 使用楽器等	視聴覚室	集会室 美術室	和 室	備 考
和太鼓 ドラム エレキギター	×	×	×	
金管楽器 打楽器 カラオケ	○	×	×	
木管楽器	○	○ ※1	×	※1 サクソホンの演奏は不可。
弦楽器 大正琴 笛	○	○	×	
琴 ハーモニカ オカリナ	○	○	○ ※2	※2 和室は両方とも使用するか、一方の部屋が空いている場合に限る。
詩吟 合唱 演劇	○	○ ※3	○ ※2 ※3	※3 第1・3集会室、和室での演劇は本読みに限る。（立ち回りは不可）

1 視聴覚室以外の部屋の利用について

視聴覚室以外の部屋は防音設備がないため、他の利用者や近隣住民、階下の店舗等からの苦情があった場合は音量を下げていただくことがあります。

2 第1・第2和室の利用について

- (1) 一方の部屋に先約がある場合は、原則として利用を許可することはできません。先約のグループに了承していただけた場合のみ利用を許可することがあります。
- (2) 音の出る活動をするグループが先約の場合、後から隣室の利用を希望するグループが音が出ても差し支えないということであれば利用を許可することがあります。
- (3) ラジカセの使用は認めていますが、隣室の利用者への配慮から音量を下げていただくことがあります。

3 その他

ここに記載されていない事例については、他の利用者や近隣への影響などを考慮した上で判断いたしますので、事前にご相談ください。